

## 平成26年8月豪雨災害に係る被災者支援について

- 1 生活福祉資金貸付金「緊急被災者支援貸付金」の創設
  - (1) 貸付対象 : 台風11号・12号により被災した低所得者世帯  
(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる場合及び火災等自然災害の場合を除く。)
  - (2) 対象経費 : 住宅の補修等被災した住宅の復旧及び家財の購入に要する経費
  - (3) 貸付限度額 : 300万円（既存災害時貸付金 150万円）
  - (4) 貸付条件 : 貸付利子 年1.5%（連帯保証人が立つ場合は無利子）  
据置期間 6ヶ月  
償還期間 7年  
償還方法 月賦
  
- 2 災害援護資金貸付金に係る「緊急災害利子補給補助金制度」の創設
  - (1) 実施主体 : 那賀町
  - (2) 対象者 : 台風11号・12号により負傷又は、住居、家財に被害を受けた者
  - (3) 貸付限度額 : 350万円
  - (4) 貸付条件 : 貸付利子 年3%（県が利子補給するため、実質無利子）  
据置期間 3年（特別の場合5年）  
償還期間 10年（据置期間を含む）  
償還方法 年賦又は半年賦
  
- 3 「平成26年徳島県台風11号・12号災害義援金」の募集
  - (1) 実施期間 : 平成26年8月27日(水)から同年10月31日(金)まで
  - (2) 受入機関 : 徳島県・(福)徳島県共同募金会・日本赤十字社徳島県支部
  - (3) 受付方法 : 窓口・銀行振込・郵便振替・現金書留  
(県は銀行振込と郵便振替のみ)
  - (4) 義援金の配分 : 徳島県、(福)徳島県共同募金会、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、徳島新聞社等で構成する義援金配分委員会で決定し配分する。

## 4 「災害ボランティアセンター」の設置

名称	活動期間	ニーズ累計	ボランティア数
阿南市災害 ボランティアセンター	8月4日～ 8月20日	124件	延べ598名
海陽町被災者支援 ボランティアセンター	8月4日～ 8月22日	95件	延べ403名
那賀町災害 ボランティアセンター	8月13日～ 8月24日	261件	延べ1,260名
徳島県災害 ボランティアセンター	8月4日～ 8月24日	-	-